

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

京王バス東株式会社においては、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでおります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すこと、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。
 - ア. 全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
 - イ. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
 - ウ. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
 - エ. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
 - オ. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- (2) 京王電鉄バスグループ各社は、密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- (3) 管理の受委託の実施にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努めてまいります。

3. 事故統計(2010年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

車内事故	2件	他、弊社が第一当事者(責任事故)ではない不可避事故	2件
車両故障	23件		

4. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 2010 年度目標の達成状況

「有責事故件数を対前年度比で 10% 以上削減する。」

「有責人身事故件数を対前年度比で 10% 以上削減する。」

有責事故件数、有責人身事故件数ともに 2009 年度比で 10% 以上削減するとの目標を設定し、全社を挙げて様々な事故防止活動に取り組んだ結果、有責事故件数については対前年度比で 42.2% 減、また有責人身事故件数についても対前年度比で 15.0% 減となり、いずれも目標を達成することができました。

また京王電鉄バスグループ全体としては、有責事故件数については 29.2%、有責人身事故についても 27.9% となりいずれも目標を達成することができました。

「輸送の安全に関する費用の支出及び投資を行う。」

輸送の安全に関する費用の支出及び投資額は、左折チャイム・コーナーリングランプ・バックアイカメラの導入推進、安全運転中央研修所「バス運転実技 4 日コース」の受講、自動車事故対策機構（NASVA）の各種講習や飲酒運転防止のための研修等への参加のほか、車内確認用の補助ミラーの設置、ミニバス車両後部座席握り棒の設置、健康管理ハンドブックの更新などにより約 1 5 百万円となりました。尚、京王電鉄バスグループ全体での輸送の安全に関する費用の支出及び投資額は約 5 1 百万円となりました。

(2) 2011 年度目標

「有責人身事故件数を対前年度比 10% 以上削減する。」

「輸送の安全に関する費用の支出及び投資を行う。」

- ・高速バスへのドライブレコーダー導入（京王電鉄バスグループ全体で 34 百万円）
- ・路線バス新車へのドライブレコーダー、デジタルタコグラフ取り付け（京王電鉄バスグループ全体で 6 百万円）
- ・左折チャイム・コーナーリングランプ・バックアイカメラ導入推進等（京王電鉄バスグループ全体で 15 百万円）
- ・安全運転中央研修所での研修、自動車事故対策機構（NASVA）の各種講習、飲酒運転防止のための研修等への参加（京王電鉄バスグループで 13 百万円）

5. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2010年度の輸送の安全に関する予算等の実績額は、4(1)に記載のとおりです。

6. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

当社は、安全管理規程に基づき、2011年3月に輸送の安全に関する内部監査を実施した結果、特に大きな指摘事項はありませんでした。

7. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する2011年度目標を達成するため、以下の計画を策定いたしました。

(1)輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すると共に、安全に関する取り組み状況、現場における安全に関する声を把握するために、代表取締役をはじめとする管理者が現場を定期的に巡視します。

年4回の安全運動の実施

- ア. 春の全国交通安全運動(5/11~5/20)
- イ. 夏の事故防止運動(7/18~7/31)
- ウ. 秋の全国交通安全運動(9/21~9/30)
- エ. 年末年始自動車輸送安全総点検(12/10~1/10)

代表取締役による職場巡視(毎月18日他)

営業部長による職場巡視(年4回:安全運動期間中)

役員による経営計画説明会開催

管理職による早朝点呼・ターミナル立会の実施(毎月18日)

本社員による交差点立会の実施(毎月13日)

代表取締役以下本社員による添乗の実施(毎月/事故防止運動期間中)

(2)輸送の安全に関する教育及び研修を実施します。

営業係教育

- ア. データベース化したヒヤリ・ハット情報の全社共有およびその活用
- イ. 安全教育(年6回以上)でのドライブレコーダー映像の活用
- ウ. 育成教育(入社時教育、2年次研修、3年次研修、4年次研修、5年次研修)および定期研修(3年毎)の実施
- エ. 安全運転中央研修所「バス運転実技4日コース」受講(京王電鉄バスグループ全体で約100名)
- オ. 60歳以上の乗務員を対象にしたシニア研修の実施
- カ. コミュニティバス、スクールバス乗務員を対象にした研修の実施
- キ. 顧客満足度の観点を取り入れた接客トレーニングの試験実施
- ク. 有責事故惹起者研修の実施
- ケ. 苦情を引き起こした者に対する研修の実施

- コ．モニター添乗員による添乗指導
- サ．適性診断の受診
- シ．省エネ講習会の受講
- ス．デジタコによる安全、省エネ運転の自己診断ときめ細やかな指導
- セ．セーフティードライバーコンテストへの参加

管理者教育（経営トップを含む）

- ア．経営管理者層の教育（国土交通省セミナー、NASVA 安全マネジメント講習など）
- イ．運行管理者の教育（点呼執行者教育、運行管理者一般・基礎講習、適性診断活用講座、安全マネジメント関係講習など）
- ウ．整備管理者の教育（整備管理者講習など）

飲酒運転防止教育

- ア．飲酒運転防止インストラクター（資格取得者）による現業講習の更なる展開
- イ．飲酒運転防止インストラクターの追加養成
- ウ．飲酒習慣改善プログラム「セルフケアスクール」の開催

(3)各種会議、委員会などを通じて、輸送の安全に関する情報を伝達、共有します。

- 所長会議（月1回）
- 事故防止委員会（年4回）
- 飲酒運転防止委員会（年2回）
- 営業所毎の経営委員会
- 社内報「京王バスタイムズ」の発行
- 社内LANを活用した迅速な情報共有の推進

(4)輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。

- 高速バス車両へのドライブレコーダー導入
- 路線バス新車へのドライブレコーダー、デジタルタコグラフ取り付け
- 左折チャイムの導入推進
- コーナーリングランプの導入推進
- バックアイカメラの導入推進
- 外部研修への参加（安全運転中央研修所・NASVAほか）

(5)関係法令、規定類を遵守します。

- 営業係の年2回の健康診断の受診と要健康管理者に対する問診の実施
- 勤務時間外においても交通法令違反があった場合申告させ指導すると共に、全社員の運転記録証明書を取り寄せ、交通違反状況を確認

(6)その他

厳正な点呼執行体制の促進

バスジャック対応マニュアルの見直し、重大事故等の異常時対応訓練の実施

京王電鉄鉄道部門との輸送に関する連絡会を開催（毎月）

8．輸送の安全に関する教育及び研修の計画

輸送の安全に関する教育及び研修の計画については、別掲のとおりです。

9．輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別掲のとおりです。

10．事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害等に関する報告連絡体制については、別掲のとおりです。

11．安全統括管理者、安全管理規程

安全統括管理者 代表取締役 河内 成利

安全管理規程は別掲のとおりです。

以 上